

神戸市における受動喫煙対策について

神戸市保健福祉局保健所調整課

1. 疾病予防としての対策の重要性

- ① 疾病リスクについて（厚生労働省）
 - (ア) 受動喫煙によって肺がんなどのリスクが高まることが科学的に裏付けられている
 - (イ) 日本における受動喫煙による年間死亡者数は1万5千人と推計
- ② 受動喫煙による子どもへの影響
 - (ア) 世界保健機関（WHO）は、令和元年5月、受動喫煙で死亡する人は年間100万人に上っており、5歳未満の子どもは年間6万人以上が呼吸器疾患で犠牲になっていると発表し、各国に受動喫煙対策を求めた
 - (イ) 厚生労働省発表のたばこ白書では、子どもへの影響として「乳幼児突然死症候群」「喘息の既往」が、受動喫煙と科学的に因果関係があるとされている

2. 根拠法令の動向

- 国 改正健康増進法(平成30年7月成立・公布、令和2年4月全面施行)
- 兵庫県 受動喫煙の防止等に関する条例(平成25年4月施行) 以下『県条例』と表記
改正県条例(平成31年3月成立・公布、令和2年4月全面施行)
- 改正前は罰則の適用実績なし
 - 施行後5年経過したことから、改正健康増進法の内容も踏まえ、特に20歳未満および妊婦の対策を中心に条例を改正
- (参考) 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例(平成20年4月施行)
- 市内全域で路上喫煙をしない努力義務、路上喫煙禁止地区(フラワロード等)における罰則付き義務を定めている

3. 改正健康増進法の概要

- ① 改正の趣旨
 - (ア) 「望まない受動喫煙」をなくす
 - (イ) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
 - (ウ) 施設の類型・場所ごとに対策を実施
- ② 対象施設および施行スケジュール
 - (ア) 第1種施設：学校・病院・児童福祉施設等、行政機関
敷地内禁煙（屋外喫煙場所を設置可）令和元年7月施行
 - (イ) 第1種施設以外の施設等
原則屋内禁煙（喫煙専用室を設置可）令和2年4月施行
既存特定飲食提供施設（中小企業・個人店舗かつ客席面積100㎡以下）は喫煙選択可

4. 改正県条例の概要

① 改正のポイント

- (ア) たばこの煙からとりわけ保護する者として、20歳未満の者だけでなく、胎児保護の観点から妊婦も対象としたこと
- (イ) 規制区域として、公共的空間を有する施設だけでなく、居宅等の私的空間も加えたこと
- (ウ) 加熱式たばこについて、紙巻きたばこと同じ取り扱いとし、専用の喫煙室を認めていないこと（※）

※ 改正健康増進法では、経過措置として飲食等も可能な「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置を認めている。「加熱式たばこ」とは、たばこ葉を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるもの。主な製品としてアイコス、プルームテック、グローなど。

② 対象施設および施行スケジュール

- (ア) 学校・病院・児童福祉施設等、官公庁施設
敷地内禁煙（屋外喫煙場所を設置可）令和元年7月施行
- (イ) その他の施設等
原則屋内禁煙（喫煙専用室を設置可）令和2年4月施行
既存小規模飲食店（中小企業・個人店舗かつ客室面積100㎡以下）は、喫煙区域に20歳未満と妊婦を立ち入らせないことを表示すれば喫煙選択可

③ 20歳未満と妊婦の受動喫煙防止対策（罰則なし）令和元年7月施行

- (ア) 20歳未満等のいる住宅の居室、自動車内での喫煙禁止
- (イ) 通学時間帯の通学路、および祭礼・縁日等の屋外の場所で20歳未満等のいる場所の周囲での喫煙禁止
- (ウ) 20歳未満等の喫煙区域への立ち入り禁止
- (エ) 妊婦の喫煙禁止

④ 改正健康増進法との比較

5. 喫煙者・施設管理者の義務違反への対応

① 主な違反内容

- (ア) 喫煙者 : 喫煙禁止場所での喫煙禁止
- (イ) 施設管理者 : 喫煙室設置時の標識掲示、喫煙禁止場所への喫煙器具等の設置禁止など

② 改正健康増進法に基づく対応プロセス

- (ア) 都道府県等に住民からの通報・相談窓口を設置
- (イ) 違反発覚時に都道府県知事等が指導、勧告、公表・命令
- (ウ) 改善が見られない場合に罰則を適用（過料）（※）

※都道府県知事等が地方裁判所に通知

今後、国が義務違反对応の実施要領を示す予定（時期未定）

- ③ 県条例における法律への上乗せ規制部分への対応
 - (ア) 当該上乗せ規制に係る指導、勧告、命令等の義務違反対応については、県から保健所設置市へ事務移譲された
 - (イ) 判断が困難な事例などについては、随時、県と連携して対応
- ④ 具体的な事務の流れ
 - (ア) 通報受付後の対応イメージ
 - (イ) 本市における相談窓口は保健所調整課
 - (ウ) 基本は、喫煙者および施設管理者への協力依頼という形で解決する
 - (エ) 文書による指導や勧告・命令などの手続きは、(ウ)の段階で解決できない場合の手段としての位置づけ

6. 市の今年度の取組みについて

- ① 改正県条例の周知・啓発
 - (ア) 県と連携した規制対象施設等への周知
令和元年7月施行施設は実施済み。令和2年4月については施行までに段階的に対応（市ホームページ、広報紙、リーフレット送付等）
 - (イ) 世界禁煙デー・禁煙週間（5月31日～6月6日）を活用した啓発
（三宮地下通路やJR駅舎での広告、ホームページでの周知）
 - (ウ) 新規飲食店を対象とした食品衛生責任者養成講習会での周知（月1回）
- ② 通報・相談受付時の指導体制の整備
県および県内保健所設置市との定期的な情報共有や、庁内連携会議を実施し、関係機関・部局と連携可能な体制を構築（随時）
- ③ 禁煙推進の取組み
 - (ア) 市国保加入者等を対象とした、セット健診会場におけるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）ハイリスク者への禁煙サポート事業を実施
 - (イ) 職員の禁煙支援策の検討（予定）

7. 神戸市における今後の方針

がん等の疾病予防をより一層推進するため、法令改正を契機として市民等の受動喫煙対策を強化するとともに、喫煙者への禁煙支援も並行して推進する

- ① 受動喫煙対策の実効性確保
 - (ア) 市民や施設管理者への周知啓発の徹底
 - (イ) 関係機関・部局との連携や相談・指導体制の強化
 - (ウ) 市の庁舎や市有施設についても、法令の要件に沿った対応を徹底
- ② 受動喫煙対策と並行した禁煙の推進
 - (ア) 市民の喫煙対策の強化（健診受診者を対象とした禁煙指導の拡大）
 - (イ) 職員の禁煙支援の充実
- ③ その他（路上喫煙対策に係る環境局との連携）
 - (ア) 両局の役割分担の整理
 - (イ) 公園、敷地内禁煙施設周辺での喫煙への対応方針検討

＜参考＞

【他都市の主な取組み】（喫煙者自身への対策も含む）

- ① 東京都（東京都受動喫煙防止条例：平成 30 年 6 月 27 日本会議可決）
 - （ア）未成年者への対策
喫煙防止ポスターコンクール、大学学園祭での啓発イベント開催
 - （イ）禁煙治療費助成
禁煙治療費助成を行う区市町村への助成
 - （ウ）受動喫煙防止対策相談窓口（電話又は来庁）の開設
- ② 神奈川県（神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例：平成 22 年 4 月 1 日施行）
 - （ア）未成年者への対策
児童・生徒・学生向けリーフレット配布、学校などでの喫煙防止教育
 - （イ）卒煙（禁煙）サポート
県保健福祉事務所における禁煙相談、法人との「かながわ卒煙塾」の共催など
 - （ウ）県民向けのキャンペーン
横浜開港記念バザーなどイベント時
 - （エ）条例認知度や条例対応率が低い施設への戸別訪問
平成 28 年度→約 6,000 件、平成 29 年度→約 5,000 件
 - （オ）条例協力店の登録
申請に基づき登録、ホームページで公開し、登録店へ啓発物掲示などの協力を依頼

【これまでの市の取組み】（喫煙者自身への対策も含む）

- ① 食品衛生責任者養成講習会での県条例の周知（チラシ・ステッカー配布）
- ② 飲食店の県条例認知度等実態調査の実施
- ③ 阪急神戸三宮駅周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定（平成 29 年 12 月～）
- ④ 世界禁煙デー・禁煙週間に合わせた街頭キャンペーン実施、ポスター掲示
- ⑤ 公園・幼稚園・小学校への受動喫煙防止啓発看板の配布
- ⑥ 神戸市成人お祝いの会でのスクリーン CM の実施
- ⑦ 「職場におけるたばこ対策ハンドブック」のホームページでの公開
- ⑧ 区役所での母子健康手帳交付時及び新生児訪問指導時における禁煙や受動喫煙防止の指導
- ⑨ COPD健康相談事業(肺年齢測定事業)やCOPDスクリーニング及び禁煙サポート事業における喫煙者への禁煙支援の実施

【市の苦情・要望等受付状況】

- ① 電話、市長への手紙、ホームページ等を通じて受付。
- ② 件数は年々増加。屋外の受動喫煙に関する苦情・要望が大半を占める。
平成 28 年度 68 件（うち屋外 50 件）
平成 29 年度 97 件（うち屋外 78 件）
平成 30 年度 95 件（うち屋外 92 件）
※他局への入電等も含む

受動喫煙の防止等に関する条例を見直しました

大切なあなたを たばこの煙から守りたいから



県民の皆さんへ

受動喫煙による健康への影響について正しく理解し、適切な行動をとることが大切です。

喫煙者はマナーを守り、喫煙が禁止されている区域では、たばこを吸わないでください。

特に、子どもや妊婦が近くにいるときは、喫煙を控え、受動喫煙の害から子どもや妊婦を守りましょう。

施設管理者の皆さんへ

利用者が受動喫煙による健康への影響を受けないよう、積極的に禁煙に取り組むことが必要です。

やむを得ず喫煙場所を設ける場合でも、周囲に煙が流れ出ないようにし、また20歳未満の者や妊婦が喫煙場所に立ち入らないように掲示等をしてください。

■受動喫煙とは、他人の喫煙によるたばこの煙にさらされることをいいます。

条例の詳細は
兵庫県ホームページ
をご覧ください。




検索

兵庫県 受動喫煙

兵庫県健康福祉部健康増進課
TEL: 078-341-7711 (内線 3245・3269)
FAX: 078-362-3913
E-mail: kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県

学校、病院、官公庁をはじめ多数の人が出入りする空間は禁煙です

施行時期	条例の対象となる施設の区分	規制内容（必要な対応）	
		改正前	改正後
2019. 7.1	① 保育所、幼稚園、小・中・高校など 病院、診療所、助産所  児童福祉施設、母子・父子福祉施設など	敷地内・建物内のすべてを禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※敷地の周囲も喫煙を制限
	② 大学、専修学校、各種学校、薬局など あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等の施術所 介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター 官公庁施設	建物内の公共的空間を禁煙 建物内のすべてを禁煙／ 建物内の公共的空間を禁煙	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※屋外喫煙場所設置は可能
	③ 物品販売業、金融機関、宿泊施設、理容所・美容所、図書館、映画館、社会福祉施設など、多数の利用が見込まれる施設 	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能
2020. 4.1	④ 飲食店  	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など ただし、客室面積が100㎡以下の店舗は時間分煙や喫煙の選択も可能	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能 ただし、既存小規模飲食店 ^(注) は喫煙店舗とすることが可能
	⑤ 観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、都市公園など 	建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能 敷地（建物外）のすべてを禁煙 ※屋外喫煙場所は設置可能
	⑥ 公共交通機関の乗降、待合などの施設	建物内（屋外プラットフォーム含む）の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 など	建物内（屋外プラットフォーム含む）の禁煙 ※喫煙室設置は可能
	⑦ 旅客の運送の用に供する列車・船舶	公共的空間を 禁煙、厳格な分煙 など	当該施設の区域内禁煙 ※喫煙室設置は可能
	⑧ 旅客の運送の用に供する自動車等、航空機	公共的空間を 禁煙、厳格な分煙 など （貸切バス・タクシー除く）	当該施設の区域内禁煙
	⑨ 事務所	（対象外）	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能
	⑩ マージャン店、パチンコ店等風営法に準拠する施設	（対象外）	建物内のすべてを禁煙 ※喫煙室設置は可能

(注) 「既存小規模飲食店」とは、次のすべてを満たす飲食店をいいます。

① 条例施行時の際、現に存する飲食店である。 ② 客室面積が 100㎡以下である。

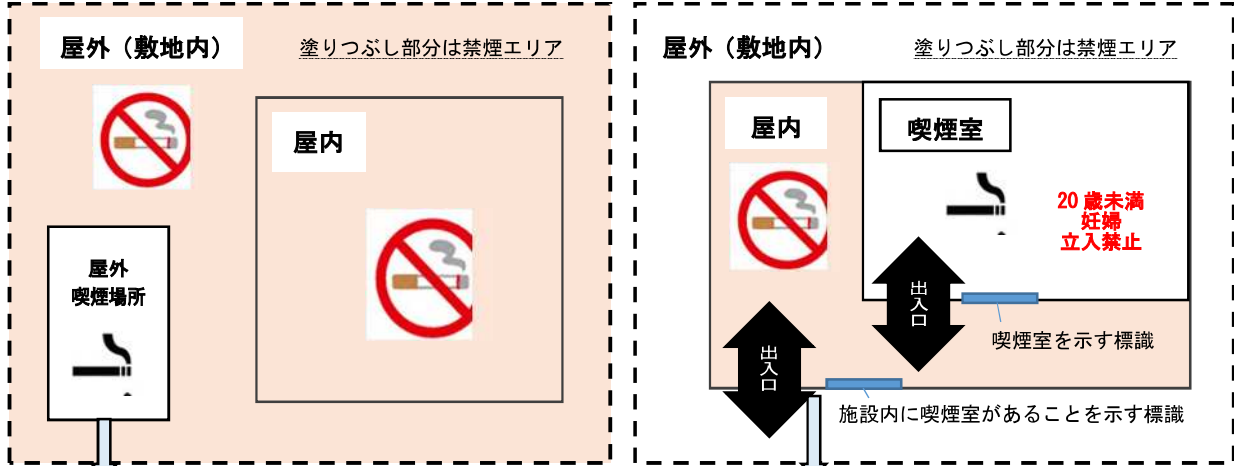
③ 個人又は中小企業が営んでいる。④ 喫煙区域に 20 歳未満の者と妊婦を立ち入らせないことを表示している。

加熱式たばこも紙巻きたばこと同様の取り扱いです



加熱式たばこは、現行条例のまま、紙巻きたばこと同様の取り扱いとします。

■健康増進法で当分の間の措置として認められる「指定たばこ室」の設置は、条例により本県では認められないのでご注意ください。



屋外喫煙場所の構造等の要件

- ①区画された場所
→パーテーション等で場所を明確に区別
- ②次の内容を含む標識を掲示
→その場所が喫煙区域である
→20歳未満の者及び妊婦の立入り禁止である
- ③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置
- ④近隣建物に隣接しない場所に設置

喫煙室の構造等の要件

- ①室外から室内への気流は0.2m 毎秒以上
- ②壁、天井等により区画
- ③たばこの煙は屋外に排気
- ④次の内容を含む標識を掲示
→その場所が喫煙区域である
→20歳未満の者及び妊婦の立入り禁止である

喫煙環境表示

施設管理者は管理する施設の受動喫煙対策に応じて、次の表示をする必要があります。

区分	表示の義務
建物内全面禁煙の施設 (罰則なし)	■飲食店のみ「禁煙」表示を義務づけ。それ以外は表示不要
建物内に喫煙場所を設ける施設 (罰則あり)	施設の入口と喫煙場所の入口にそれぞれ以下の表示が必要 ■施設の入口 ①施設内に喫煙区域があること ②それ以外の場所では喫煙禁止であること 等 ■喫煙場所の入口 ①この場所が喫煙区域であること ②20歳未満の者と妊婦の立入が禁止されていること 等

その他、規制区域外でも

建物等への出入り、自動車の乗降、待合い、その他の人が相互に近接する利用が想定される場所については、規制対象外の場所であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど、受動喫煙の防止等に関して必要な対策をお願いします。

(例) 具体的な場所の例

コンビニエンスストアの敷地のうち、入口付近や通路に面した場所など、施設利用者等がたばこの煙を避けることができない場所



私的(プライベート)空間でも 受動喫煙防止に取り組んでいただきます

私的(プライベート)空間における取組

20歳未満と妊婦の方の受動喫煙を防止するため、次の場所では喫煙を禁止します。

- ① 20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内
- ② 20歳未満の者及び妊婦と同乗する自動車の車内
- ③ その他、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所



20歳未満と妊婦の皆さんへ

- 喫煙区域には立ち入らないでください。
- 妊婦さんは、喫煙をしないでください。



県民の皆さんへ

たばこの煙が、とりわけ発育の過程にある20歳未満と胎児の健康に悪影響を及ぼすものであることから、20歳未満と妊婦の方に受動喫煙を生じさせないようにしてください。



思いやりとやさしさを清潔な空気を兵庫に。
あなたやあなたの周りの人の健康のため、禁煙に取り組みましょう。

発刊番号